

防府市外部公益通報取扱要綱

令和8年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公益通報者保護法」(平成16年法律第122号。以下「法」という。)及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(外部の労働者等からの通報)」(令和4年6月1日消費者庁)の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの公益通報等を適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者等とは次に掲げるものとする。

ア 法第2条第1項各号に掲げる者

イ 法第2条第3項に規定する通報対象事実(以下「通報対象事実」という。)及びその他法令(条例含む。以下同じ。)違反の事実に関係する事業者の法令順守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 外部公益通報等とは次に掲げるものとする。

ア 法第2条第1項に規定する公益通報

イ 前号イに掲げるものが、通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしている旨を法第3条第2号に掲げる要件((i) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合、又は(ii) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合(以下「保護要件」という。))を満たして行う通報

ウ 通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について保護要件を満たして行う通報

(3) 所管課とは、通報対象事実及び通報対象事実以外の法令違反の事実（以下「通報対象事実等」という。）に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(4) 通報者とは、外部公益通報等を行う労働者等をいう。

（総括通報等責任者）

第3条 外部公益通報等及びこれに関する相談（以下「通報等」という。）の対応事務を総括するために総括通報等責任者を置き、産業振興部長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程の整備、通報等に関する調査の進捗等の管理、その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

（通報相談窓口）

第4条 通報等に関する相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）を商工振興課に置く。

2 通報相談窓口においては、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 所管課に通報等を取り次ぐこと。

(2) 通報等について本市以外の行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有するときは、通報者に対し、当該権限を有する他の行政機関を教示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、通報等の内容に応じた適切な措置（外部公益通報等の受付、措置等）

第5条 通報等は、所管課において受け付けるものとする。

2 通報等は、書面、電子メール、ファックス又は面談によるものとする。

3 匿名による通報等についても可能な限り、実名による通報と同様の取り扱いを行うよう努めるものとする。

4 所管課の長は、第1項の規定により通報等を受け付けたときは、通報等受付票（様式第1号）に所定の事項を記録するとともに、その写しを商工振興課長に提出するものとする。

5 所管課の長は、第1項の規定により通報等を受け付けたときは、匿名による通報であるため通報者への連絡が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、通報者に対して通報受付後の手続きの流れや、その者の秘密が保持されること及び情報管理について説明するものとする。また、法に基づく公益通報以外の通報の場合、法に基づく保護の対象にならない旨、説明するものとする。

(受理又は不受理の通知等)

第6条 所管課の長は、受け付けた外部公益通報等を受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理又は不受理について外部公益通報等受理(不受理)通知書(様式第2号)により通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 所管課の長は、通報対象事実等について本市以外の行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有するときは、通報者に対し、当該権限を有する他の行政機関を教示するものとする。

(調査の実施)

第7条 所管課の長は、必要があると認めるときは、通報対象事実等について遅滞なく調査を開始するものとする。

2 所管課の長は、調査の実施に当たっては、通報に関する秘密保持、個人情報の保護に留意し、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 所管課の長は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報等調査結果及び措置報告票(様式第3号)に記録するとともに、その写しを商工振興課長に提出するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第8条 所管課の長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実等が確認されたときは、法令に基づく処分その他必要な是正等の措置(以下「措置」という。)を講ずるものとする。

2 所管課の長は、前項の措置の内容を前条第3項の外部公益通報等調査結果及び措置報告票に記録するとともに、その写しを商工振興課長に提出するものとする。

(調査結果等の通知)

第9条 所管課の長は、通報対象事実等についての調査結果及び措置の内容を外部公益通報等調査結果及び措置通知書(様式第4号)により、遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 所管課の長は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮するものとする。

(協力義務)

第10条 通報対象事実等に係る所管課が複数あるときは、各所管課の長は、連携して調査し、措置を講ずるものとする。

2 所管課の長は、外部公益通報等に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第11条 通報等への対応に関与した職員(通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、通報等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

3 通報等への対応に関与した職員は、情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定しなければならないものとする。

(利益相反関係の排除)

第12条 職員は、自ら又はその親族が関係する通報対象事実等に係る通報等の処理に関与してはならないものとする。

(文書の管理)

第 13 条 外部公益通報等の処理に関する記録及び関係資料は、通報者の秘匿並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に十分配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第 14 条 市長は、外部公益通報等の件数その他運用状況について、毎年度公表するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。